

米国向け日本産なし生果実の輸出植物検疫条件の概要

1 対象植物

なしの生果実 (*Pyrus pyrifolia*)

(※奄美群島、小笠原諸島、琉球諸島、トカラ列島及び火山列島で生産されたものを除く。)

2 検疫対象病害虫

ナシシンクイタマバエ、ルビーロウムシ、カメノコロウムシ、マツモトコナカイガラムシ、フジコナカイガラムシ、ナシミハバチ、モモシンクイガ、モモノゴマダラノメイガ、リンゴコシンクイ、黒斑病、灰星病、その他のコナカイガラムシ類及び米国が検疫上の懸念を有する他の昆虫及び病気。

3 主な検疫条件

(1) 生産園地の申請・登録

都道府県は、米国向けなしの生果実の輸出に取り組む生産園地を取りまとめて植物防疫所に申請する。

植物防疫所は、生産園地が次の条件を満たすものであることを袋かけ期直後及び収穫期前に確認し、米国向けなしの生果実の生産園地として登録する。

- ① 生産園地内に無袋や破袋の生果実がないこと。
- ② 病害虫防除が的確に行われ、検疫対象病害虫の発生が低密度に抑えられていること。

(2) 選果・こん包施設の申請・登録

都道府県は、米国向けなしの生果実の選果・こん包を行う施設を植物防疫所に申請する。

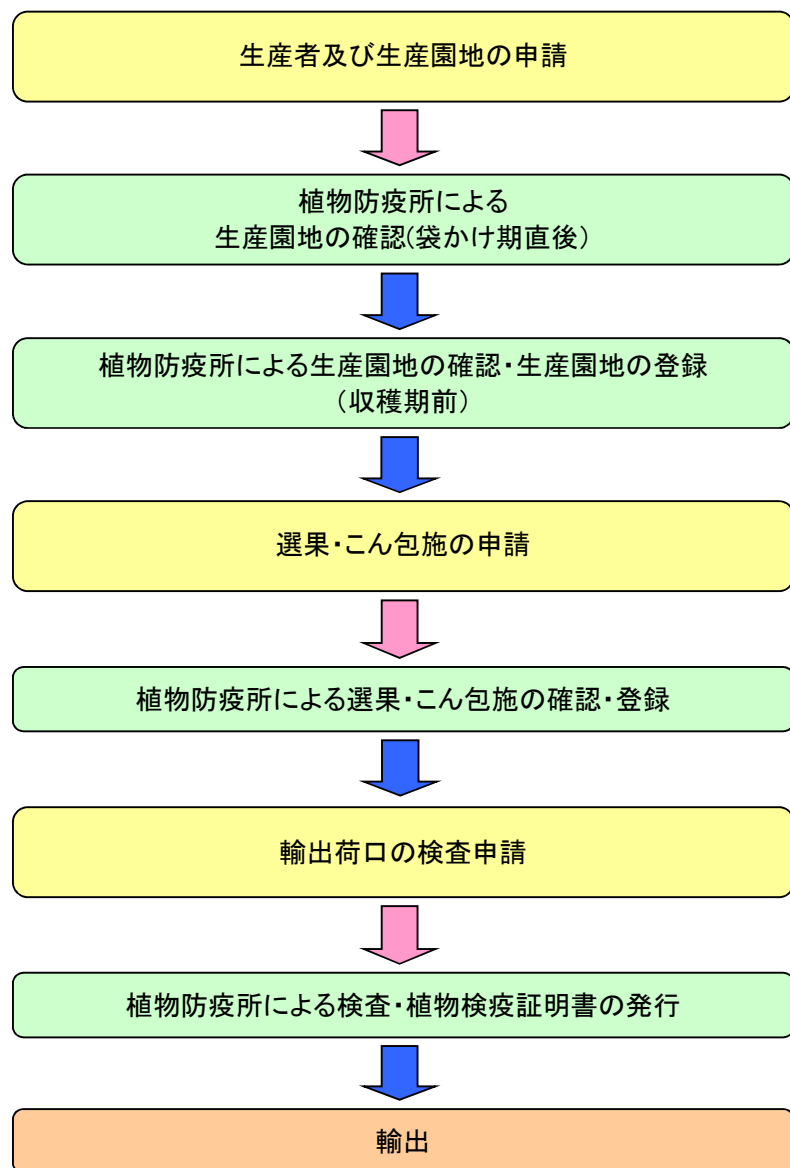
植物防疫所は、当該施設の選果システム、病害虫被害果の処理体制、箱詰め後の生果実の保管場所等を確認し、米国向けなしの生果実の選果・こん包施設として登録する。

(3) 輸出荷口の植物検疫証明書の発行

植物防疫所は、登録を受けた選果・こん包施設等において、荷口が次の条件を満たすものであることを確認した場合には、植物検疫証明書を発行する。

- ① 生果実は、登録を受けた選果・こん包施設において選果・こん包されたものであり、検疫対象病害虫の付着がないものであること。
- ② 輸出容器は、次の表示がなされたものであること。
 - ・米国向けである旨の表示
 - ・選果・こん包施設番号及び生産者番号

米国向けなし生果実の輸出フローチャート



1. 生産園地の申請・登録

生産園地の確認内容は、次のとおり。

- (1) ほ場内に無袋や破袋の生果実がないこと。
- (2) 病害虫防除が的確に行われて、検疫対象病害虫の発生が低密度に抑えられていること。

2. 選果・こん包施設の申請・登録

選果・こん包施設の確認内容は、次のとおり。

- (1) 選果システム
- (2) 病害虫被害果の処理体制
- (3) 箱詰め後の生果実の保管場所

3. 輸出荷口の植物検疫証明書の発行

輸出検査の確認内容は、次のとおり。

- (1) 生果実は、登録を受けた選果・こん包施設で選果・こん包されたものであり、検疫対象病害虫の付着がないものであること。
- (2) 輸出容器は、次の表示がなされたものであること。
 - ・米国向けである旨の表示
 - ・選果・こん包施設番号及び生産者番号